第100回
定時株主総会招集ご通知

2019年４月１日 ▶ 2020年３月31日

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されております。
株主の皆さまの安全確保および感染症拡大防止のため、
極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を
行使していただきますようお願い申し上げます。
なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は
下記ウェブサイトでご確認ください。
http://www.kaken.co.jp/

日 時 ≫ 2020年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）

場 所 ≫ 東京都台東区池之端一丁目４番１号
東天紅　上野店　３階　鳳凰の間

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2020年６月25日（木曜日）午後５時30分まで

議 案
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　取締役賞与支給の件

目　次

第100回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
（添付書類）
事業報告 …… 14
連結計算書類 …… 31
計算書類 …… 33
監査報告書 …… 35

科研製薬株式会社
証券コード：4521

証券コード　4521
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都文京区本駒込二丁目28番８号
科研製薬株式会社
代表取締役社長　大　沼　哲　夫

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】
３頁～４頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。
また、インターネット等により複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬　具

記

1．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2．場　　所　東京都台東区池之端一丁目４番１号
東天紅　上野店　３階　鳳凰の間

3．目的事項

報告事項

1. 第100期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　取締役賞与支給の件

4．その他株主総会招集に関する事項

（1）本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

（2）代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）
行使期限：2020年６月25日（木曜日）午後５時30分まで

1. パソコンをご利用の方

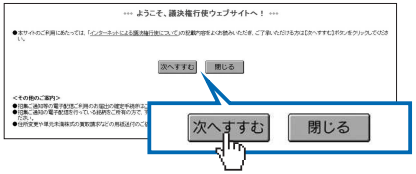
上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

以下はパソコンの画面を表示しております。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

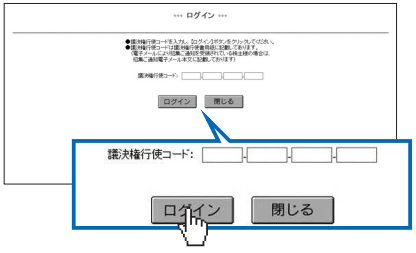
https://www.web54.net（ウェブ行使）「次へすすむ」をクリック



▼

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

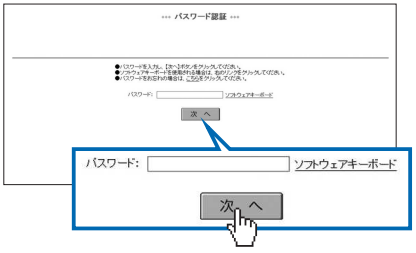


▼

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。



▼

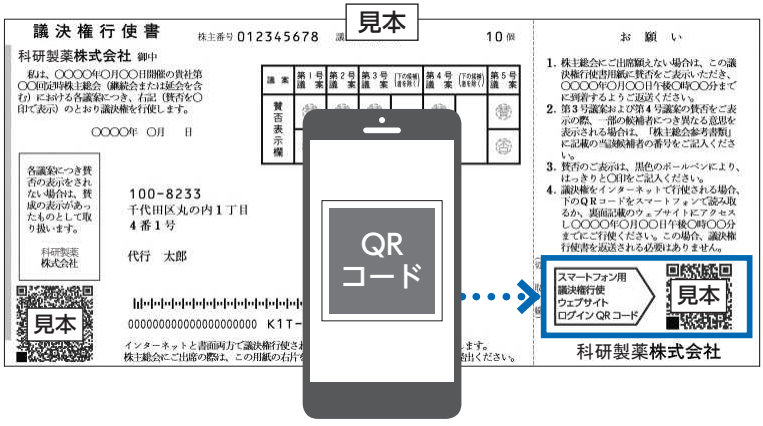
4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031（フリーダイヤル）（受付時間　9：00～21：00）

(2) 上記（1）以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部
[電話] 0120(782)031（フリーダイヤル）（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金75円　配当総額　2,921,869,050円

なお、中間配当として１株につき75円をお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は、１株につき150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役８名全員が任期満了となります。

つきましては、経営環境が厳しさを増す中、開発パイプラインの一層の強化等をはかるため、１名を増員して取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、取締役候補者は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	男性 おおぬま てつお 大沼 哲夫	再任	代表取締役社長	100% (16回／16回)
2	男性 ほりうち ひろゆき 堀内 裕之	再任	常務取締役　営業本部長	100% (16回／16回)
3	男性 わたなべ ふみひろ 渡邊 史弘	再任	取締役　経営企画部・法務部・情報システム部・情報提供活動監督室担当	100% (16回／16回)
4	男性 たなべ よしお 田邉 芳男	再任	社外取締役	100% (16回／16回)
5	男性 まつうら まさひろ 松浦 真洋	新任	執行役員　医薬事業開発部担当	—
6	男性 おおた みのる 太田 実	新任	—	—
7	男性 えのもと えいき 榎本 英紀	再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回／16回)
8	女性 かみべっぷきよこ 上別府圭子	再任 社外 独立	社外取締役	84.6% (11回／13回)
9	男性 たかぎしょういちろう 髙木正一郎	新任 社外 独立	—	—

1 大沼（おおぬま） 哲夫（てつお）

生年月日 1950年11月30日生
所有する当社の株式数 14,300株

男性 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社
2002年4月	当社営業企画部長
2004年7月	当社執行役員営業企画部長
2005年6月	当社取締役営業企画部長
2007年4月	当社取締役営業本部長
2007年6月	当社常務取締役営業本部長
2011年6月	当社代表取締役社長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2011年に当社代表取締役社長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2 堀内（ほりうち） 裕之（ひろゆき）

生年月日 1962年3月21日生
所有する当社の株式数 4,200株

男性 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2010年10月	当社広島支店長
2014年4月	当社大阪支店長
2015年7月	当社執行役員大阪支店長
2016年4月	当社執行役員医薬営業部長
2016年6月	当社取締役医薬営業部長
2017年4月	当社取締役営業本部長
2018年6月	当社常務取締役営業本部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2017年に当社営業本部長就任後は営業部門の責任者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

3 渡邊（わたなべ） 史弘（ふみひろ）

生年月日 1960年５月14日生
所有する当社の株式数 3,300株

男性 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月	東邦生命保険相互会社入社
2000年４月	当社入社
2007年４月	当社経理部長
2013年４月	当社総務部長
2013年７月	当社執行役員総務部長
2016年４月	当社執行役員
2016年６月	当社取締役（経営企画部・法務部・情報システム部担当）
2019年５月	当社取締役（経営企画部・法務部・情報システム部・情報提供活動監督室担当）
	現在に至る

取締役候補者とした理由

経理部門における豊富な業務経験を有し、2007年以降経理部長、総務部長を歴任し、財務、IR等における実績を有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

4 田邉（たなべ） 芳男（よしお）

生年月日 1955年３月24日生
所有する当社の株式数 1,500株

男性 再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月	外務省入省
1989年10月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社
1993年10月	大塚製薬株式会社入社（役員待遇）
2001年６月	同社執行役員
2008年３月	株式会社トクホン専務執行役員
2008年６月	同社専務取締役
2009年４月	同社代表取締役社長執行役員
2013年６月	同社顧問
2014年６月	同社退社
2014年９月	兆株式会社パートナー
2016年６月	当社取締役（現）
2017年９月	株式会社メディカルオピニオン代表取締役
2020年４月	同社代表取締役退任
2020年５月	兆株式会社パートナー退任
	現在に至る

取締役候補者とした理由

外務省及び複数の企業での経営に携わった経験、実績を有しており、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

5 松浦（まつうら） 真洋（まさひろ）

生年月日　1969年８月19日生
所有する当社の株式数　2,500株

男性　新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994 年 4 月　当社入社
2016 年 4 月　当社経営企画部長
2018 年 7 月　当社執行役員経営企画部長
2020 年 4 月　当社執行役員（医薬事業開発部担当）
現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2016年に経営企画部長就任後はコーポレートガバナンス、経営戦略等に関する実績も有しており、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

6 太田（おおた） 実（みのる）

生年月日　1958年12月19日生
所有する当社の株式数　0株

男性　新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982 年 4 月　農林中央金庫入庫
2007 年 6 月　同庫名古屋支店長
2009 年 7 月　同庫JAバンク統括部長
2010 年 6 月　協同住宅ローン株式会社代表取締役社長
2012 年 6 月　農林中央金庫常務理事
2014 年 6 月　株式会社農林中金総合研究所顧問
2014 年 8 月　全国農業協同組合中央会常務理事
2017 年 8 月　農中ビジネスサポート株式会社代表取締役社長（現）
（2020年６月25日退任予定）
現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な経験と実績を有し、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

7 榎本 英紀（えのもと えいき）

生年月日 1969年5月22日生
所有する当社の株式数 500株

男性 再任 社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2005年6月 株式会社ゼンリン社外監査役
2009年8月 石井・榎本総合法律事務所設立
同事務所パートナー
2014年4月 第一東京弁護士会監事
2014年6月 当社取締役（現）
2018年4月 最高裁判所司法研修所教官（現）
2019年1月 榎本・藤本総合法律事務所設立
同事務所パートナー（現）
現在に至る

重要な兼職の状況
榎本・藤本総合法律事務所パートナー
最高裁判所司法研修所教官

社外取締役候補者とした理由
弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

8 上別府圭子（かみべっぷ きよこ）

生年月日 1955年4月12日生
所有する当社の株式数 0株

女性 再任 社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 日本橋学館大学（現、開智国際大学）助教授
2002年4月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻助教授
2012年12月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授（現）
2013年4月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長就任
2015年3月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長退任
2017年4月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長就任（現）
2019年6月 当社取締役（現）
現在に至る

重要な兼職の状況
東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授

社外取締役候補者とした理由
保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

9 髙木正一郎（たかぎ しょういちろう）

生年月日　1961年1月13日生
所有する当社の株式数　0株

男性　新任　社外　独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本専売公社（現、日本たばこ産業株式会社）入社
2002年11月	一品香食品株式会社代表取締役社長
2007年3月	株式会社サンジェルマン代表取締役社長
2011年6月	鳥居薬品株式会社取締役医薬営業グループ副リーダー
2013年6月	鳥居薬品株式会社代表取締役社長
2019年3月	同社代表取締役社長退任
2019年3月	日本たばこ産業株式会社医薬事業部非常勤アドバイザー
2019年12月	同社退社 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

製薬業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者榎本英紀氏、上別府圭子氏及び髙木正一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は榎本英紀氏及び上別府圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、髙木正一郎氏につきましても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 榎本英紀氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。榎本英紀氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。
　なお、榎本・藤本総合法律事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、最高裁判所司法研修所と当社の間にも取引関係はございません。
5. 上別府圭子氏は当社取締役就任前、直接会社経営に関与された経験はありませんが、保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。上別府圭子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
　なお、上別府圭子氏は当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授を務めておりますが、当該寄付は教授個人及び所属する健康科学・看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は直近事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1％未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であり、その規模、性質に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
6. 髙木正一郎氏が2019年３月まで代表取締役社長を務めていた鳥居薬品株式会社は、2020年３月に、同氏在任期間中に行われた「カルバン錠」の販売に関して、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
7. 当社は榎本英紀氏及び上別府圭子氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、髙木正一郎氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 取締役候補者上別府圭子氏は、当社の株式を役員持株会において83株に相当する持分として有しております。

第３号議案　　取締役賞与支給の件

社外取締役を除く当期末時点の取締役５名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額93,320,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案については、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定いたしました。

各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高が89,232百万円（対前年同期比5.2％減）となりました。

利益面では、売上高は減少したものの、販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は26,512百万円（対前年同期比7.8％増）となりました。販売費及び一般管理費が減少した主たる要因は、研究開発費が6,418百万円（対前年同期比37.5％減）となったためであります。経常利益は26,946百万円(対前年同期比7.9％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は19,370百万円(対前年同期比9.0％増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　薬業

医薬品・医療機器につきましては、爪白癬治療剤「クレナフィン」の売上は概ね前年並みでありましたが、関節機能改善剤「アルツ」、高脂血症治療剤「リピディル」の売上減少及び海外売上高の減少などにより減収となりました。

その背景としましては、ジェネリック医薬品を含む競合品や薬価改定の影響などがあげられます。

農業薬品につきましては減収となりました。

この結果、売上高は86,853百万円(対前年同期比5.4％減)、セグメント利益（営業利益）は25,048百万円（対前年同期比8.4％増）となりました。

なお、海外売上高は8,012百万円（対前年同期比11.1％減）となりました。

②　不動産事業

不動産事業の主たる収入は文京グリーンコート関連の賃貸料であります。売上高は2,378百万円(対前年同期比0.8％増)、セグメント利益（営業利益）は1,463百万円（対前年同期比0.8％減）となりました。

(2) 事業別セグメントの売上高

区　　分	当期売上高	前期売上高	対前期比増減
薬　　業	百万円 86,853	百万円 91,804	% △5.4
不動産事業	2,378	2,360	0.8
合　　計	89,232	94,165	△5.2

(3) 研究開発の状況

医薬品の研究開発(基礎的研究及び臨床試験の実施等)を中心に、農業薬品の開発も行っております。

当連結会計年度の研究開発等の状況は次のとおりであります。

臨床開発段階のものといたしまして、ブリッケル・バイオテック社と共同開発中の原発性腋窩多汗症治療剤(BBI-4000)は、国内において製造販売承認申請中であり、米国においてブリッケル・バイオテック社がフェーズⅢを準備中であります。メディウンド社より導入した熱傷焼痂除去剤（KMW-1）は、フェーズⅢ段階であります。コーバス社より導入した全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤レナバサムは、フェーズⅢ段階でコーバス社が日本を含めたグローバル試験を実施中であります。

自社創薬の爪白癬治療剤（KP-607）は、フェーズⅡ段階であります。

アーバー社から導入したアタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤（KAR）は、フェーズⅠを終了し、次相について検討中であります。

ボシュ・ヘルス社と独占的ライセンス実施許諾契約を締結いたしました自社創薬の乾癬治療剤（KP-470）は、カナダにおいてボシュ・ヘルス社によるフェーズⅠの探索的な治験（乾癬患者を対象）が完了しましたが、他の適応症での開発について協議中であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

① 薬業

当連結会計年度の主な設備投資は、静岡工場における製造設備の新設と更新を中心とする総額1,334百万円の投資を実施いたしました。

② 不動産事業

当連結会計年度は、総額43百万円の設備投資を実施いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループが企業価値の最大化をめざし、社会から信頼される企業であり続けるため、対処すべき当面の課題は、次の通りであります。

・研究開発及び導出入活動への重点投資

当社の成長には新薬の継続的な上市が不可欠である一方、新薬創出の難易度の高まりによる研究開発費用の増加や導出入活動の競争激化による投資金額の増大が見込まれます。このような状況の下、資源投入の集中と研究開発の効率化を目指し、資本効率や投資体力を勘案した資源投入、3領域（免疫系・神経系・感染症）を柱とした研究開発テーマへの集中投資、国内外の企業・研究機関との共同研究や戦略的提携等を積極的に進めることにより、開発パイプラインの充実をはかってまいります。また、現地企業への導出を中心とした海外展開や適応拡大にも積極的に取り組んでまいります。

・営業基盤の強化

営業面では、皮膚科領域、整形外科領域等の当社が強みを持つ領域でのプレゼンスをより一層高め、各領域における製品価値の最大化をはかってまいります。また、製品特性と領域に沿った人員配置・組織づくりを進め、積極的にＩＴを活用し、医療現場のニーズの変化や制度の変更に柔軟に対応した付加価値の高い情報を提供してまいります。

・人材育成

人材は企業経営の根幹にかかわるものであり、社員一人ひとりの成長が当社の持続的成長につながると考えております。人を活かすマネジメントを推進することにより全社員の生産性を高め、次世代のリーダーやグローバルで成果を出せる人材の育成を行ってまいります。また、新たな働き方に対して柔軟に対応し、全社員が持てる力を十分に発揮できるよう、働く環境の整備を進めてまいります。

2019年を起点とする３か年の中期経営計画においては、その期間の業績だけにとらわれず、厳しい時代を乗り切るための「成長基盤の確立」を重要課題と位置付け、以下の４点に重点的に取り組んでまいります。

① 開発パイプラインの充実を最優先課題とし、可能な限りの経営資源を配分する。
② クレナフィンの海外展開、新製品の海外展開や適応拡大により、価値最大化をはかる。
③ 連結売上高945億円達成に向け、営業基盤の強化と効率化をはかり、生産性の向上をめざす。
④ 人材育成・人材教育により全社員の生産性を高め、存在感のある社員を育成するとともに、組織のスリム化・人員配置の適正化をはかる。

また、2021年度経営数値目標として、連結売上高945億円、連結営業利益250億円、連結ROE12%以上をめざします。

当連結会計年度は、開発パイプラインの充実に向けて原発性腋窩多汗症治療剤（BBI-4000）の製造販売承認申請がなされ、爪白癬治療剤（KP-607）がフェーズⅡに、アタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤（KAR）がフェーズⅠにそれぞれステージアップしました。主力品でありますクレナフィンは、国内売上は薬価改定の影響等によりほぼ横ばいでしたが、海外では、韓国において導出先の東亞ST社による売上が伸長するとともに、香港において導出先のメインライフ社による販売が開始されました。また、生産性の向上を目指し、営業基盤の強化、人材育成・人材教育の促進、組織のスリム化・人員配置の適正化等に取り組んでおります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 97 期 自2016年 4 月 1 日 至2017年 3 月31日	第 98 期 自2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日	第 99 期 自2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日	第 100 期 (当連結会計年度) 自2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日
売　上　高　(百万円)	101,479	98,430	94,165	89,232
経　常　利　益　(百万円)	30,981	27,854	24,972	26,946
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	22,017	19,043	17,775	19,370
1 株当たり当期純利益　(円)	536.70	470.54	445.78	494.89
総　資　産　(百万円)	135,060	152,417	155,985	157,875
純　資　産　(百万円)	102,655	113,874	121,131	128,468

(注)　売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 97 期 自2016年 4 月 1 日 至2017年 3 月31日	第 98 期 自2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日	第 99 期 自2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日	第100期 (当期) 自2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日
売　上　高　(百万円)	99,949	96,891	92,549	87,619
経　常　利　益　(百万円)	30,863	27,747	24,850	26,851
当　期　純　利　益　(百万円)	21,940	18,974	17,696	19,308
1 株当たり当期純利益　(円)	534.84	468.84	443.80	493.31
総　資　産　(百万円)	133,157	150,808	154,347	156,253
純　資　産　(百万円)	103,424	113,763	120,948	128,697

(注)　売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
科研ファルマ株式会社	15	100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

(10) 主要な営業所及び工場

本　　社　東京都文京区本駒込二丁目28番８号
支　　店　北日本（宮城県仙台市）、関東第１・関東第２・関東甲信越（東京都豊島区）、中部（愛知県名古屋市）、関西（大阪府大阪市）、中四国（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
営 業 所　全国44か所
新薬創生・CMCセンター　静岡県藤枝市、京都府京都市
工　　場　静岡県藤枝市

（11）従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
名 1,268〔 242 〕	名 △73

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 1,258〔 241 〕	名 △75	才 39.9	年 16.3

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は従業員数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時従業員等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

（12）主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
農林中央金庫	1,600
株式会社みずほ銀行	1,280

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　193,000,000株

（2）発行済株式の総数　45,939,730株（自己株式6,981,476 株を含む。）

(注)2019年５月９日開催の取締役会に基づき、2019年５月31日付で自己株式2,500,000株を消却いたしました。

（3）株主数　8,989名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,586	6.64
東レ株式会社	2,294	5.89
農林中央金庫	1,843	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,615	4.15
株式会社みずほ銀行	1,474	3.79
杏林製薬株式会社	852	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	696	1.79
日本生命保険相互会社	680	1.75
GOVERNMENT OF NORWAY	678	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	672	1.73

（注）1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（6,981,476株）を除いて計算をしております。
3. 持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

自己の株式の取得及び保有状況

① 取得株式

普通株式　800,808株
取得価額の総額　4,252,471,450円

② 処分株式（消却を含む）

普通株式　2,541,100株
処分価額の総額　7,886,287,600円

③　決算期における保有株式

普通株式　6,981,476株

(注)　保有株式数には、株式給付信託(BBT）の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式41,100株は含まれておりません。
なお、当該株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大沼哲夫	
常務取締役	堀内裕之	営業本部長
常務取締役	髙岡淳	経理部・特薬部担当
取締役	渡邊史弘	経営企画部・法務部・情報システム部・情報提供活動監督室担当
取締役	家田力	研究開発本部担当
取締役	榎本英紀	榎本・藤本総合法律事務所パートナー 最高裁判所司法研修所教官
取締役	田邉芳男	兆株式会社パートナー 株式会社メディカルオピニオン代表取締役
取締役	上別府圭子	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授
常勤監査役	岩本篤忠	
常勤監査役	土井直巳	
監査役	原一夫	税理士（原一夫税理士事務所）
監査役	遠藤宏歳	明治安田商事株式会社監査役

（注）1. 取締役榎本英紀、田邉芳男、上別府圭子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原一夫、遠藤宏歳の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役原一夫氏は、税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役遠藤宏歳氏は、金融業界での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役榎本英紀氏、田邉芳男氏、上別府圭子氏及び監査役原一夫氏、遠藤宏歳氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役家田力氏は、2019年10月１日付で研究開発本部長から研究開発本部担当に変更となっております。
7. 監査役遠藤宏歳氏は、2020年３月31日をもって明治安田商事株式会社の監査役を退任しております。
8. 監査役櫻井利雄氏は、2019年６月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役	345	222	93	29	8
監査役	60	60	—	—	5
（うち社外取締役・社外監査役）	(35)	(35)	(—)	(—)	(6)

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 2007年６月28日開催の第87回定時株主総会において、取締役の基本報酬は年額330百万円以内、監査役の基本報酬は年額70百万円以内と決議いただいております。なお、各取締役の報酬については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。
4. 賞与は各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づく短期業績連動型としており、第100回定時株主総会の決議に基づき社外取締役を除く取締役に支払う予定の額であります。
5. 株式報酬については、株式給付信託（BBT）を導入しております。中期経営計画の達成度により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとしております。３事業年度を対象期間とし、対象期間ごとに株式給付信託に取締役への報酬として拠出する限度額は、2019年６月27日開催の第99回定時株主総会において取締役分として141百万円と決議されております。なお、上記の株式報酬は当期に費用計上した金額を記載しております。
6. 上記の役員の員数には、2019年６月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役榎本英紀氏は、榎本・藤本総合法律事務所パートナー及び最高裁判所司法研修所教官を兼職しております。取締役田邉芳男氏は、兆株式会社パートナー及び株式会社メディカルオピニオン代表取締役を兼職しております。監査役原一夫氏は、税理士を兼職しております。監査役遠藤宏歳氏は、明治安田商事株式会社監査役を兼職しております。

なお、榎本・藤本総合法律事務所及び原一夫税理士事務所と当社の間に顧問契約はございません。また、最高裁判所司法研修所並びに兆株式会社及び株式会社メディカルオピニオン、明治安田商事株式会社と当社の間にも取引関係等はございません。社外取締役上別府圭子氏は、当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授を務めておりますが、当該寄付は教授個人及び所属する健康科学・看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は直近事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1％未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	榎本英紀	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、弁護士として企業法務に携わった経験と専門的見地から適宜発言をしております。
取締役	田邉芳男	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、外務省及び複数の企業での経営に携わった経験、実績、見識を背景に、適宜発言しております。
取締役	上別府圭子	社外取締役就任後開催の取締役会13回中11回に出席し、保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を背景に、適宜発言しております。
監査役	原　一夫	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、税理士として税務・会計に深い知識・経験を有していることにより、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。
監査役	遠藤宏歳	社外監査役就任後開催の取締役会13回及び監査役会10回全てに出席し、金融業界での豊富な経験及び経営者としての実績、見識を背景に、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	39百万円

（注）1.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり内部統制システムを構築、運用しております。

1．法令遵守体制

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ全体に共通した行為規範である「科研製薬企業行動規準」及び「科研製薬企業行動指針」を定め、これを遵守し行動すると共に、その啓発を図る。

2）コンプライアンス担当役員を任命し、法務部を所管部署としてコンプライアンスの実践に継続的に取り組む。

2．情報保存管理体制

・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

株主総会、取締役会、経営会議など、取締役又は執行役員の出席する重要な会議について議事録を作成するほか、取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程の定めるところにより、保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧、謄写できる体制を整える。

3．リスク管理体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスク管理担当役員を任命し、経営企画部を所管部署として当社グループのリスクを把握・管理できる体制を構築する。

2）リスク分類を行い、それぞれの責任部署を定め管理する。

3）当社グループの経営上重大なリスクの対応については、取締役会にて経営判断し、責任部署で管理する。

4）業務監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、社長・取締役会・監査役会に報告する。

4．効率性確保のための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回開催し、法令・定款に定められた取締役会審議事項に関する決

議のほか、当社グループの経営の重要事項を審議する。
2）各取締役の担当業務及び各執行役員に執行委任する業務を取締役会で決定する。各取締役及び執行役員は、担当する業務を効率的に執行する。
3）子会社は、定期的に財務報告に係る事項を当社に報告するとともに、子会社の取締役又は監査役は、必要に応じて子会社の取締役会の審議における重要事項を取締役会に報告する。
4）経営会議等において、当社グループの経営に関する重要事項について、関係する取締役及び執行役員等が協議することにより、経営及び業務執行の全体としての効率化に努める。

5．監査役スタッフに関する体制
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役会に関する事務は総務部が行うものとする。
2）監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議の上、専任又は兼任の監査役スタッフを総務部に配置する。
3）監査役スタッフの知識・能力、員数又は従事体制について、監査役から改善等を求められた場合、取締役は監査役と協議の上、適切に対応する。
4）監査役は、監査役スタッフに対して直接指揮命令することができる。
5）監査役スタッフの考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

6．監査役への報告体制
・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を、直接的または間接的を問わず、報告するものとする。
2）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、監査役から報告を求められた場合、すみやかに対応する。
3）監査役に対して前２号の報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の職務の執行に制約が生じないよう、予め定められた社内手続きに基づいて処理する。なお、緊急の必要により予め社内手続きを経ることができないときは、監査役が必要な職務の執行を先行することを妨げないものとする。

2）代表取締役は、監査役と定期的会合で意見交換を行う。

3）監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

4）業務監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査結果を監査役に報告するものとする。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部担当取締役を委員長とした財務報告に係る内部統制委員会を設置し、全社的に財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っています。当該委員会で検討した事項は、社長及び検討事項に関係する担当取締役に提案又は報告し、重要事項は取締役会に付議又は報告しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

・全社各部署にてリスクと対策の見直しを行ったのち、リスク管理委員会においてリスクの把握、対策の実施状況について協議しました。その内容は取締役会にて審議のうえ承認されました。

・定例取締役会は12回、臨時取締役会は４回開催され、業績連動型株式報酬制度導入やコーポレートガバナンス・コードへの対応など、経営の重要事項が審議のうえ決議されました。

・監査役は、本社のほか支店、新薬創生・CMCセンター、工場において監査を実施するとともに、取締役会、企画会議などに出席し、また社外取締役、会計監査人、業務監査室とも連携して質の向上につとめました。

7．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、従来より表明しております以下の経営の基本方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営の基本方針

当社グループは「一人でも多くの方に笑顔を取りもどしていただくために、優れた医薬品の提供を通じて患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上につとめる」を企業理念として、株主の皆様から負託された企業活動を行うにあたり、経営の基本方針として次の三つの方針を掲げております。この基本方針に則り、企業価値の最大化をはかり、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。

① 患者さんと医療関係者のニーズに即した、有用な医薬品の創製・提供につとめる。
② 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす。
③ 社員がその仕事に歓びと誇りをもち、活力あふれる存在感のある企業をめざす。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する継続的な利益還元を重要な経営目標と位置づけております。

他産業に比べ事業リスクの高い医薬品産業におきましては、より充実した自己資本が求められますが、当社は株主還元とのバランスに配慮しながら、業績水準に応じた柔軟な配当政策をとっております。内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

また、当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年２回を基本とし、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当は株主総会であります。

上記の方針に基づき、当期の中間配当は、１株あたり75円としました。期末配当については、１株あたり75円とし、年間配当は150円とする予定であります。

内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

なお、取締役会決議に基づき80万株の自己株式を取得しました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**108,336**	**流動負債**	**21,655**
現金及び預金	59,722	支払手形及び買掛金	7,720
受取手形及び売掛金	21,800	電子記録債務	962
有価証券	13,599	短期借入金	3,850
商品及び製品	4,762	未払金	2,803
仕掛品	2,829	未払費用	535
原材料及び貯蔵品	4,683	未払法人税等	2,904
その他	938	賞与引当金	1,082
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	93
固定資産	**49,538**	返品調整引当金	4
有形固定資産	**25,518**	売上割戻引当金	312
建物及び構築物	16,764	その他	1,386
機械装置及び運搬具	2,778	**固定負債**	**7,750**
工具、器具及び備品	1,331	株式給付引当金	47
土地	4,324	退職給付に係る負債	7,303
建設仮勘定	317	その他	400
無形固定資産	**414**	**負債合計**	**29,406**
投資その他の資産	**23,605**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	15,036	**株主資本**	**126,756**
長期前払費用	4,450	**資本金**	**23,853**
繰延税金資産	3,229	**資本剰余金**	**11,406**
その他	888	**利益剰余金**	**114,869**
		自己株式	**△23,373**
		その他の包括利益累計額	**1,712**
		その他有価証券評価差額金	**3,116**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,404**
		純資産合計	**128,468**
資産合計	**157,875**	**負債・純資産合計**	**157,875**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**89,232**
売上原価		**38,753**
売上総利益		**50,478**
返品調整引当金戻入額		2
差引売上総利益		**50,481**
販売費及び一般管理費		**23,969**
営業利益		**26,512**
営業外収益		
受取利息及び配当金	393	
その他	155	549
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	50	
保険解約損	25	
その他	20	114
経常利益		**26,946**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	3	7
特別損失		
固定資産除却損	68	
減損損失	287	
ゴルフ会員権売却損	6	362
税金等調整前当期純利益		**26,592**
法人税、住民税及び事業税	6,686	
法人税等調整額	535	7,222
当期純利益		**19,370**
親会社株主に帰属する当期純利益		**19,370**

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**106,924**	**流動負債**	**21,430**
現金及び預金	58,770	支払手形	1
受取手形	330	電子記録債務	949
売掛金	21,121	買掛金	7,519
有価証券	13,599	短期借入金	3,850
商品及び製品	4,637	未払金	2,803
仕掛品	2,829	未払費用	535
原材料及び貯蔵品	4,697	未払法人税等	2,898
前払費用	132	預り金	99
その他	806	賞与引当金	1,082
固定資産	**49,328**	役員賞与引当金	93
有形固定資産	**25,517**	返品調整引当金	4
建物	16,148	売上割戻引当金	312
構築物	615	その他	1,280
機械及び装置	2,766	**固定負債**	**6,125**
車両運搬具	12	退職給付引当金	5,678
工具、器具及び備品	1,331	株式給付引当金	47
土地	4,324	その他	400
建設仮勘定	317	**負債合計**	**27,555**
無形固定資産	**414**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	373	**株主資本**	**125,581**
その他	41	**資本金**	**23,853**
投資その他の資産	**23,396**	**資本剰余金**	**11,406**
投資有価証券	15,036	資本準備金	11,406
関係会社株式	15	**利益剰余金**	**113,694**
前払年金費用	406	利益準備金	1,413
繰延税金資産	2,599	その他利益剰余金	112,280
その他	5,339	固定資産圧縮積立金	268
		別途積立金	9,000
		繰越利益剰余金	103,012
		自己株式	**△23,373**
		評価・換算差額等	**3,116**
		その他有価証券評価差額金	**3,116**
		純資産合計	**128,697**
資産合計	**156,253**	**負債・純資産合計**	**156,253**

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**87,619**
売上原価		**37,375**
売上総利益		**50,243**
返品調整引当金戻入額		2
差引売上総利益		**50,246**
販売費及び一般管理費		**23,829**
営業利益		**26,416**
営業外収益		
受取利息及び配当金	393	
その他	155	549
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	50	
保険解約損	25	
その他	20	114
経常利益		**26,851**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	3	7
特別損失		
固定資産除却損	68	
減損損失	287	
ゴルフ会員権売却損	6	362
税引前当期純利益		**26,496**
法人税、住民税及び事業税	6,656	
法人税等調整額	532	7,188
当期純利益		**19,308**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

科研製薬株式会社
　取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、科研製薬株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、科研製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

科研製薬株式会社
　取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、科研製薬株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びアーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

科研製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 本 篤 忠 ㊞

常勤監査役 土 井 直 巳 ㊞

社外監査役 原 一 夫 ㊞

社外監査役 遠 藤 宏 歳 ㊞

以 上

以 上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

日　時

2020年
6月26日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前９時）

会　場



東天紅　上野店
３階　鳳凰の間

東京都台東区池之端一丁目４番１号
電話 03 (3828) 5111 (代)



交通のご案内

- 東京メトロ千代田線　**「湯　島　駅」（１番出口）**　徒歩３分
- 東京メトロ銀座線　**「上野広小路駅」（Ａ３出口）**　徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線　**「仲御徒町駅」（Ａ３出口）**　徒歩13分
- 都営大江戸線　**「上野御徒町駅」（Ａ３出口）**　徒歩10分
- ＪＲ　**「上　野　駅」（広小路口）**　徒歩13分
- ＪＲ　**「御 徒 町 駅」（北口）**　徒歩13分
- 京成線　**「京成上野駅」（池の端口）**　徒歩10分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

科研製薬株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。